

令和3年度第2回総会（月例）議事録

日 時	令和3年5月28日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人 室屋 智美
欠席委員 （2名）	上四元 正昭 中村 秀彦
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、小山田、東、児之原、石田 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、取違、帖地、安樂、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、水口、山本、西、平川 農政総務課 主 任 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 8 相続税の納税猶予に関する件 9 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第2回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、中村委員から出されています。</p> <p>松元の発表委員は、3番委員に変更になります。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、有村伊智博委員、堂免委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 前回の総会において、議事参与に関するご要望をお受けいたしました、その件について事務局より説明があります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議事参与の制限の対応についてご説明します。 全国の中核市等のホームページにて、議事録を調査いたしましたところ、ほとんどの市において、議事参与の制限については、「退席」の取り扱いとなっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、ほとんどの市において「退席」の取り扱いとなっているようですので、今後ともこれまで通りの取り扱いといたします。</p> <p>では、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」及び議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題の審議に入ります。</p>

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 10 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>1 ページ、番号 4 号につきましては、7 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7 番委員離席後)</p> <p>それでは、伊敷、6 番委員をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 4 号、申請事由：相手要望、新規就農、権利の種別：使用貸借権。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 4 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、伊敷、6 番委員をお願いします。</p>

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、相手要望、規模拡大、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>申請人は、実父のもとで、現在まで、約18年以上、農作業に従事しており、今回、当該3条許可並びに、24ページ番号21の利用権設定を同時申請し、経営農地として、10年間使用貸借し、野菜を作付け予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
16 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件	
5ページ 2件	
議 長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：住家1棟106.07㎡、庭敷地等193.93㎡、 周囲の状況及び被害防除計画、東…市道、西・南・北…本人畑、境界…ブロック 積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 以上です。
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号2号、住家1棟101.85㎡、庭敷地等396.09㎡、東・南・北… 市道、西…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、 第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申 請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人 に許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件	
6ページ～13ページ 22件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟101.02㎡、庭敷地等238.63㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…宅地、南…農道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>番号2号、建売住宅7棟649.18㎡、通路227.70㎡、庭敷地等586.12㎡、東…市道、西…山林、南…他人畑、北…宅地、山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>一部申請人は、必要な手続きを経ずに、土地の一部に倉庫を建築し使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、谷山、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、駐車場735.00㎡、転回場等1,476.92㎡、東…県道、他人田、西…水路、南…宅地、北…宅地、他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、駐車場197.00㎡、転回場等301.00㎡、東・北…別件5条申請地、西…他人田、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、資材置場100.00㎡、駐車場41.00㎡、通路147.00㎡、転回場等206.00㎡、東…宅地、西…他人田、別件5条申請地、南…里道、別件5条申請地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、太陽光発電969.00㎡、東・北…他人畑、西…里道、南…宅地、境界…防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から南西へ約4.8kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設を設置するため転用を行うもので、発電施設の規模としては、太陽光パネル232枚、発電出力48.4kWで、約10世帯分の年間消費電力に相当するものです。</p> <p>なお、九州経済産業局から発電設備認定通知を受けており、また九州電力からの「工事負担金の請求書」についても、2019年9月に支払いを完了していることを確認しております。</p> <p>番号7号、住家1棟92.74㎡、庭敷地等272.73㎡、東…渡人畑、西…市道、宅地、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、建売住宅2棟121.42㎡、庭敷地等376.58㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟140.77㎡、庭敷地等156.23㎡、東・西・北…宅地、南…別件5条申請地、貸人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号10号、通路45.00㎡、東…宅地、西…貸人畑、南…里道、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲渡人は平成7年12月1日付第3条許可を受け、その後申請地を耕作しておりましたが、高齢で他の仕事もあることから、現在の耕作面積の維持が困難になったとの理由書が添付されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟105.99㎡、庭敷地等203.01㎡、東…里道、西…他人畑、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号12号、住家1棟89.44㎡、庭敷地等296.56㎡、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号13号、住家1棟99.37㎡、庭敷地等180.63㎡、東・北…貸人畑、西…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。

1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、駐車場120.00㎡、転回場等304.00㎡、東…水路、西・南…宅地、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、住家1棟96.06㎡、通路115.15㎡、庭敷地等255.94㎡、東…渡人田、西…宅地、南…農道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約1.2kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号16号、住家1棟141.82㎡、庭敷地等175.18㎡、東…別件5条申請地、西…他人畑、南…渡人畑、別件5条申請地、北…河川、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、通路149.00㎡、側溝12.00㎡、東…他人畑、西…渡人畑、別件5条申請地、南…農道、北…河川、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、所有権移転、贈与。</p> <p>番号18号、建売住宅2棟193.77㎡、庭敷地等355.23㎡、東…鉄道用地、西…市道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、住家1棟62.72㎡、庭敷地等336.28㎡、東…宅地、西・南…渡人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から北に約5kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、建売住宅1棟53.46㎡、駐車場60.52㎡、庭敷地等51.09㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、住家1棟62.93㎡、庭敷地等135.63㎡、東・北…宅地、西…別件5条申請地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号22号、通路57.58㎡、東…別件5条申請地、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>本件は、通路となっておりますが、令和2年12月25日付けで5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請は、その通路の持分2分の1を受人である申請人に所有権移転するものです。</p> <p>本来は許可不要ですが、当該地は、土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまで、地目変更登記ができず農地のままであること、所有権移転を行うには、不動産登記令（第7条第1項第5号ハ）により、農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号15、19号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号15、19号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 非農地認定に関する件 14ページ～15ページ 7件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、47年経過、現況宅地。 番号3号、調査結果：通路として33年経過、現況道路。 番号4号、調査結果：雑木自然繁茂、約25年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：住家1棟、41年経過、現況宅地。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：住家1棟、30年経過、現況宅地。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、16番委員お願いします。</p>
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：5168：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。5086-2、5167、5183、5185、5186-1、5198：雌竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」7件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 5. 農用地利用集積計画に関する件 16 ページ～26 ページ 27 件	
議 長	<p>次に、議題 5. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>20 ページ、番号 9、25 ページ、番号 26 号につきましては、7 番委員自身が、23 ページ、番号 19、20 号につきましては、18 番委員の親族が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7 番委員、18 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(7 番委員離席後)</p> <p>それでは、番号 9、26 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>20 ページをご覧ください。</p> <p>番号 9 号、地目：田、面積 1, 415. 00 m²、権利の種類：使用貸借権、設定期間 10 年、区分：新規。</p> <p>25 ページをご覧ください。</p> <p>番号 26 号、2 筆で、地目：田、面積 1, 977. 00 m²、権利の種類：賃貸借権、設定期間 10 年、区分：新規。</p> <p>令和 3 年 5 月 31 日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号9、26号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。18番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7委員着席、18番委員離席後)</p> <p>それでは、番号19、20号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 23ページをご覧ください。</p> <p>番号19号、地目：田、面積848.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>番号20号、4筆で、地目：田、面積3,351.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間6年、区分：新規。</p> <p>令和3年5月31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号19、20につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(18番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの23件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の16ページをご覧ください。 「議案第5号」、令和3年5月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃借権12件、19筆、19,170.00㎡。使用貸借権15件、26筆、19,858.00㎡。合計27件、45筆、39,028.00㎡です。 議案書の17ページから26ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、26ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件	
別冊資料 2 1 件	
議 長	次に、議題 6. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、伊敷、6 番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、駐車場、資材置場 4. 現況、申出地は、犬迫町桃木原地区にあり、伊敷支所から西へ約 5. 6 k m に位置し、東・北側は他人畑、西側は里道、南側は水路に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題 7. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について	
別冊資料 3 4 8 件	
議 長	次に、議題 7. 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料 3 です。 まず、谷山、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 調査筆数：9 筆、現況確認日：令和 3 年 4 月 1 3 日、農地・非農地の判断結果：杉、松、コサン竹・キンチク竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。
議 長	次に、伊敷、6 番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。3ページです。</p> <p>調査筆数：8筆、現況確認日：令和3年4月22日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・ゴキ竹・大名竹・キンチク竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。</p> <p>調査筆数：2筆、現況確認日：令和3年4月14日、農地・非農地の判断結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
1 2 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：3筆、現況確認日：令和3年4月15日、農地・非農地の判断結果：杉、ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：4筆、現況確認日：令和3年4月13日、農地・非農地の判断結果：唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：令和3年4月21日、農地・非農地の判断結果：杉、孟宗竹・雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：令和3年4月28日、農地・非農地の判断結果：6筆が杉、檜、孟宗竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が不耕作により農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8番委員	ご報告します。9ページです。 調査筆数：5筆、現況確認日：令和3年4月30日、農地・非農地の判断結果： 檜、杉、ゴキ竹・コサン竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断 いたしました。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「荒廃農地の発生・解 消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」48件につきましては、 調書のとおり判定することに決定いたします。
議題8. 相続税の納税猶予に関する件 27ページ～28ページ 2件	
議 長	次に、議題8.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>27ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>今回、2件の申請がありました。申請者は、同じ被相続人の子で、相続開始年月日は、平成20年9月14日、今回が5回目の発行でございます。</p> <p>2件とも、5月13日に、13番委員、私、事務局職員4名の計6名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>まず、番号1について、調査地は全て畑（果樹含む）、1と2は続き地で、ハウス1棟に、ピーマン、スイカ、キュウリ、カボチャ、トマト、ナスを作付中、露地に、ニガウリ、ピーマン、スイカ、キュウリ、カボチャを作付中、サツマイモ、ホウレン草を作付予定、</p> <p>3には、サツマイモ、深ネギを作付予定、</p> <p>4から10及び13は、農業経営基盤強化促進法による特定貸付を行っており、</p> <p>4、5には、ウメ、ハナミズキ、イヌマキ、モミ、ヒバ、モミジを植付中、</p> <p>6、7は、里芋を作付予定、8から10は、ハウス2連棟及びハウス2棟にチンゲン菜を作付中、露地にはサツマイモを作付予定、</p> <p>11から14は、イヌマキ、モミ、ヒバ、モミジ、ヒトツバを植付中でございます。</p> <p>最後に15は、畑地かんがい施設でございますが、持分を24分の1持っているため、対象となっております。</p> <p>従いまして、番号1の特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営及び特定貸付けを行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたしました。</p> <p>次に、28ページをご覧ください。</p> <p>番号2ですが、調査地は畑でありまして、ハウス2連棟に、スイカ、キュウリ、トマト、インゲン、ナス、ピーマン、トウモロコシ、深ネギを作付中、また、露地には、セロリ、ニガウリ、ジャガイモ、カボチャ、ソラ豆、ショウガ、サツマイモ、里芋、枝豆を作付中ございました。</p> <p>従いまして、番号2の特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>

議題9. 令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 別冊資料4	
議 長	<p>次に、議題9.「令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてご説明申し上げます。</p> <p>この「点検・評価」につきましては、6月9日に全国農業会議所にデータを提出、6月30日に全国農業会議所ホームページ上に他市町村分とともに公表することになりましたので、本日の総会において、ご承認いただいた後、提出することといたします。</p> <p>また、記載する実績数値等につきましては、市農林水産部から県に報告している数値と整合を取るようしております。</p> <p>なお、各取組みの現状及び課題につきましては、昨年、ご説明申し上げました内容と同様でございますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>それでは、1ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅰ 農業委員会の状況」でございますが、「1 農業の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」は、昨年と同様、農林業センサス及び新制度に基づく状況でございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、2ページをお開きください。</p> <p>「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」のうち、「2 令和2年度の目標及び実績」につきましては、集積目標473.8ha、集積実績452.2ha、うち新規実績28.4ha、達成状況95.4%となっております。</p> <p>「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、3ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2 令和2年度の目標及び実績」について説明します。</p> <p>参入目標：30経営体9.4ha、参入実績10経営体2.3ha、達成状況：参入数33.3%、参入面積24.5%となっております。</p> <p>「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、4ページをお開きください。</p> <p>「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」のうち、「2 令和2年度の目標及び実績」につきましては、解消目標28ha、解消実績△18.2ha、達成状況△65.0%となっております。</p> <p>「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅴ 違反転用への適正な対応」のうち、「2 令和2年度実績」につきましては、農地パトロール時の違反転用は、ございませんでした。</p>

「3 活動計画・実績及び評価」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、6ページをお開きください。

「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」のうち、「1 農地法第3条に基づく許可事務」につきましては、1年間の処理件数117件、うち許可117件、不許可はございませんでした。

点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

「2 農地転用に関する事務」につきましては、1年間の処理件数256件、点検項目及び具体的な内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、7ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内の農地所有適格法人数は、28法人となっております。

点検項目及び実施状況につきましては、お目通しをお願いいたします。

「4 情報の提供等」のうち、賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数240件、公表時期令和2年12月となっており、市ホームページの掲載及び農業委員会だよりと一緒に配布し、農家等へ情報提供を行いました。

「農地の権利移動等の状況把握」及び「農地台帳の整備」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、8ページをお開きください。

「VII 地域農業者等からの要望・意見」につきましては、市及び国へ、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見として提出いたしました。

「VIII 事務の実施状況の公表等」につきましては、市のホームページに公表しております。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の説明を終わりました。引き続き「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてご説明申し上げます。

この「目標・活動計画」につきましても、6月9日提出、6月30日までに公表することになっておりますので、本日の総会において、ご承認いただいた後、全国農業会議所へ報告し、ホームページにて公表します。

それでは9ページをお開きください。

令和3年4月1日現在の「I 農業委員会の状況」のうち、中ほどの表をご覧ください。耕地面積計3,130ha、経営耕地面積計949ha、遊休農地面積計586.8ha、農地台帳面積計3,130haとなっております。

「1 農家・農地等の概要」及び「2 農業委員会の現在の体制」につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、10ページをお開きください。

「II 担い手への農地の利用集積・集約化」のうち、「1 現状及び課題」につきましては、管内の農地面積3,130ha、これまでの集積面積452.2ha、集積率14.4%となっており、課題として、「土地条件が悪いところが多く、担い手農家への集積が進まない」状況があります。

「2 令和3年度の目標及び活動計画」につきましては、目標を、集積面積502.2ha、うち新規集積面積50.0haとします。

また、活動計画は、遊休農地バンク情報を市農政部局と共有するとともに戸別訪問や、農地の出し手、受け手の情報等をもとに、結び付けや新たな掘り起こし

	<p>活動の強化、利用権設定等の推進、また、地域の身近な世話役として、相談活動を実施します。</p> <p>次に、「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2 令和3年度の目標及び活動計画」につきましては、参入目標30経営体9.4haとします。</p> <p>また、活動計画は、意欲のある農業者の情報収集を行い、市農政部局と連携し新規就農者等の指導・助言にあたり、農地利用最適化推進活動や年間を通じて地域の身近な世話役として、相談活動を実施します。</p> <p>最後に、11ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅳ 遊休農地に関する措置」のうち、「1 現状及び課題」につきましては、管内の農地面積3,716.8ha、遊休農地面積586.8ha、割合15.8%となっております。</p> <p>「2 令和3年度の目標及び活動計画」につきましては、遊休農地の解消面積28.0haとし、遊休農地の所有者等に対する意向調査等によって、まず活用見込みの高い遊休農地の解消を目指します。</p> <p>なお、活動計画につきましては、お目通しください</p> <p>次に、「Ⅴ 違反転用への適正な対応」のうち、「1 現状及び課題」につきましては、管内の農地面積3,130ha、違反転用面積0haとなっております。</p> <p>「2 令和3年度の活動計画」につきましては、8月と9月に農地パトロールを実施し、違反転用の早期発見、早期是正指導に努めるとともに、農地利用状況調査等による監視活動の強化や農業委員会だよりにより、農業者等へ周知し、啓発を行ってまいります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9.「令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 29ページ～31ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。29ページです。 照会日：令和3年4月23日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年5月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、30ページです。 照会日：令和3年4月28日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年5月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、31ページです。 照会日：令和3年5月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年5月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 32ページ～33ページ 6件	
議 長	報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	32ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は6件です。 登記地目別では、田7筆、4,077.48㎡、畑17筆、13,639.00㎡となっております。取得した事由別の件数は、相続が6件。権利の種別は、所有権が6件。農業委員会によるあっせん等は、無が6件となっております。 33ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 34ページ～40ページ 22件	
事務局	<p>34ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が3件、共同住宅が1件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が14件、その他が4件、合計18件となっております。</p> <p>35ページは、4条関係4件、36ページから40ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
4. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料5	
議長	<p>次に、報告事項4「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の3月分については、訪問戸数132戸、うち不在8戸、調査回答戸数124戸、貸出希望8戸173.54アール、借入希望はなし、貸出実績1戸31.32アール、借入実績1戸90.96アール、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数5,093戸、うち不在494戸、調査回答戸数4,646戸、貸出希望258戸5,206.07アール、借入希望52戸2,199.00アール、貸出実績15戸229.78アール、借入実績11戸225.87アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前10時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和3年度第3回総会（月例）開催日時は、 6月28日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時00分）</p>

鹿児島市農業委員会総会

議 長

議 事 録 署 名 者

4 番 委 員

6 番 委 員